

日本学生支援機構

2020年度 第一種奨学金(海外協定派遣対象)募集

下記の要項により「日本学生支援機構 第一種奨学金(海外協定派遣対象)」を募集します。

	書類配布期間	書類受付期間	初回交付月
第1回	2020年3月30日～2020年4月10日	2020年3月30日～2020年4月17日	2020年6月
第2回以降	申込手続きには通常1ヶ月以上の時間を要しますので、希望者は海外留学支援制度(協定派遣)の採用が決定したら速やかに申し込んでください。		海外留学支援制度支給開始月

配布場所・時間: 書類の配布・受付は在籍する校舎の学生課とします。

【白金校舎】月～金: 9:30～11:45、12:30～16:00 土: 9:30～11:45

【横浜校舎】月～金: 9:30～11:45、12:30～16:30 土: 9:30～12:00

1. 出願資格:

日本学生支援機構から2020年度海外留学支援制度(協定派遣)の給付を受ける者のうち、3ヶ月以上1年以内の期間で留学する者。なお、次の者は申込対象外です。

- (1)海外留学支援制度(協定派遣)の給付期間が3ヶ月未満の者
- (2)2019年度海外留学支援制度の対象者であって、2020年度にも継続して給付を受ける者
- (3)国内の第一種奨学金を貸与継続中の者(第一種奨学金の重複貸与は不可)

2. 月額(貸与・無利子):

2017年度以前入学者は30,000円、54,000円、64,000円の中から、

2018年度以降入学者は20,000円～50,000円、54,000円、64,000円の中から選択

※この奨学金の申込みと同時に、留学時特別増額貸与奨学金(有利子・一時金)

(10万円～50万円の中から希望額を選択)の申込みも可能です。

※別途、書類提出が必要です。※留学時特別増額貸与奨学金のみの申込みはできません。

3. 貸与期間:

海外留学支援制度(協定派遣)の支給開始月から支給終了月まで(途中辞退可)

※なお、過去に第一種奨学金の貸与を受けた者は、貸与期間が制限されたり貸与が認められない場合がありますので、学生課窓口で確認してください。

4. 奨学金の交付:

原則として、毎月1回、本人名義の日本国内の口座に振込(留学開始前の振込はありません)

5. 提出書類:

(1)奨学生カードまたは更新用紙(今年度提出済の場合は不要)

(2)【様式A】第一種奨学金(海外協定派遣対象)申込みに係る重要確認事項

(3)確認書兼個人情報取扱いに関する同意書[所定用紙]

(4)父母(父母がいない場合は代わって生計を維持している方)の収入に関する証明書類

(詳細は奨学金案内P.33～38参照)

・給与所得者の場合・・・「2019年分源泉徴収票」のコピー

・給与所得者以外の場合・・・「2019年分確定申告書(第一表と第二表)(控)」のコピー

あるいは「市(区・町・村)民税・県(都道府)民税申告書(控)」のコピー

※確定申告書(控)に税務署等の受付印がない場合は、別途提出書類が必要です。

※専業主婦の場合も所得金額0円とある所得証明書または非課税証明書が必要です。

(5)特別控除に関する書類(該当者のみ)

(6)【様式B】2020年度第一種奨学金(海外協定派遣対象)申込書

6. 保証制度:

申込時に、「人的保証(連帯保証人及び保証人が必要)」または「機関保証」のいずれかの保証制度を選択します。

採用決定後(留学中)、下記の書類を提出することになりますので、人的保証制度を選択する場合は、必ず事前に、連帯保証人及び保証人となる方に承諾を得てください。なお、返還方式について「所得連動返還方式」を選択した場合は「機関保証」となり、下記に加え別途マイナンバーの提出が必要です。

(1)人的保証制度:返還誓約書(本人・連帯保証人及び保証人の署名・押印)、本人の住民票(コピー不可、マイナンバーの記載の無いもの)、連帯保証人の収入に関する証明書、

連帯保証人及び保証人の印鑑登録証明書(コピー不可)

(2)機関保証制度:返還誓約書(本人の署名・押印)、本人の住民票(コピー不可、マイナンバーの記載の無いもの)、

本人が署名・押印した「保証依頼書(兼保証委託契約書)」

2020年3月30日 明治学院大学 学生部